

# 農業委員会制度が新しくなりました

農業委員会は、平成28年4月1日に施行された改正法により、従来の農地法等の法令審議などに加え、①担い手への農地集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消など、いわゆる「農地利用の最適化の推進」が最も重要な業務に位置付けられました。

農業委員会は、農業委員に加え、農地利用最適化推進委員を設置した新たな体制により、これらの業務に取り組めます！

農地のことは“まず”地区担当の  
「推進委員」または「農業委員」にご相談ください！

## 農業委員会

### 農業委員

法令審議を中心に、  
必要に応じて推進委員とともに  
現場活動も行う

### 農地利用最適化推進委員

担当区域の  
「農地利用の最適化の推進」  
活動を中心とした現場活動を行う

#### 新たな業務

- 1 担い手への農地利用の集積・集約化
- 2 遊休農地の発生防止・解消
- 3 新規参入の促進など



#### 従来の業務

- 1 農地の貸借・売買の許可
- 2 農地転用に対する意見決定
- 3 農地パトロールなど

連携

## 農地バンクくまもと (農地中間管理機構)

※改正農業委員会法に基づく新体制は、施行後に到来する委員の任期満了を経て整備される等のため、一部の農業委員会では、農地利用最適化推進委員が設置されていません。